

TAC 建築士講座 PRESENTS

検索が格段にスピードアップ！

建築士
受験用 「特製インデックスシール」

効率的な貼り方・使い方

インデックスの必要性

一級建築士本試験「法規」は、
1時間45分で30問出題

➡ 1問当たり 3分30秒

➡ 1設問枝当たり 50秒程度

「法規」は、時間との勝負！

建築基準関係法令集

特製インデックスシール

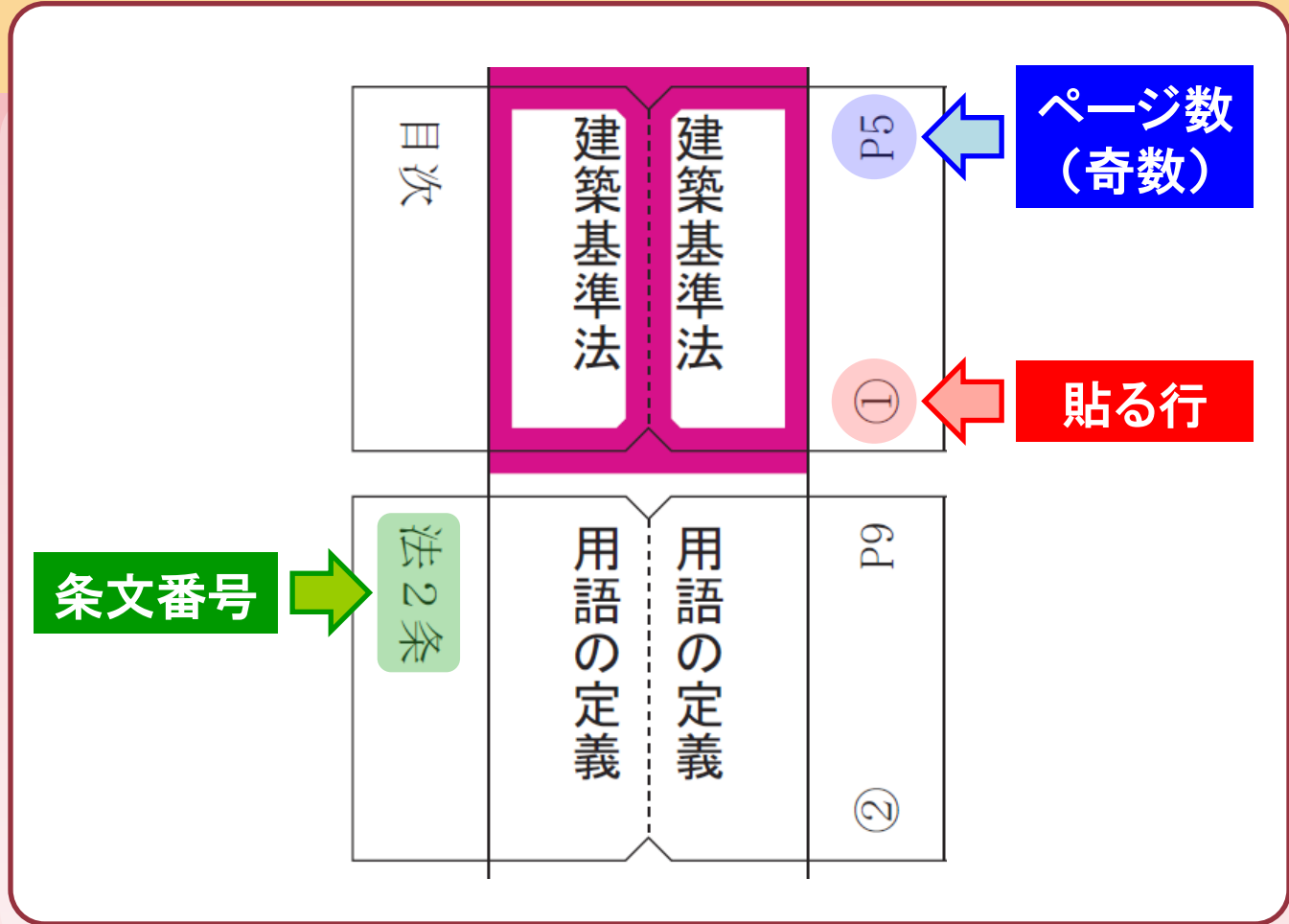
| 建築基準法 | |
|--|----|
| 【目次】 | |
| 第1章 総則 | |
| 第1条【目的】 | 9 |
| 第2条【用語の定義】 | 9 |
| 第3条【適用の限外】 | 12 |
| 第4条【建築主事】 | 13 |
| 第5条【建築基準適合判定資格者検定】 | 13 |
| 第6条の2【建築基準適合判定資格者検定業務を行う者の指定】 | 13 |
| 第5条の4【受検手数料】 | 14 |
| 第6条の4【建築計算適合判定資格者検定】 | 14 |
| 第6条の5【建築計算適合判定資格者検定業務を行う者の指定等】 | 14 |
| 第6条の6【建築物の設計及び工事監理】 | 14 |
| 第6条【建築物の建築等に関する申請及び建設】 | 15 |
| 第6条の2【国土交通大臣等の指定を受けた者による確認】 | 16 |
| 第6条の3【構造計算適合性判定】 | 17 |
| 第6条の4【建築物の建築に関する確認の特例】 | 17 |
| 第7条【建築物に関する完了検査】 | 18 |
| 第7条の2【国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査】 | 19 |
| 第7条の3【建築物に関する中間検査】 | 19 |
| 第7条の4【国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査】 | 20 |
| 第7条の5【建築物に関する検査の特例】 | 20 |
| 第7条の6【検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限】 | 21 |
| 第8条【維持保全】 | 21 |
| 第9条【違反建築物に対する措置】 | 21 |
| 第9条の2【建築監視員】 | 23 |
| 第9条の3【違反建築物の設計者等に対する措置】 | 23 |
| 第10条【罰則上の制限】 | 23 |
| 第11条【第3章に適合しない建築物に対する措置】 | 23 |
| 第12条【罰則、検査等】 | 24 |
| 第12条の3【建築物調査資格者証】 | 25 |
| 第12条の4【建築物検査資格者証】 | 26 |
| 第13条【身分証明書の携帯】 | 26 |
| 第14条【罰則等】 | 26 |
| 第15条【罰則、検査等】 | 27 |
| 第16条【国土交通大臣又は都道府県知事への報告】 | 27 |
| 第17条【特定行政庁等に対する指示等】 | 27 |
| 第18条【国土交通大臣又は建設大臣を置く都府庁の建築物に関する手続の特例】 | 28 |
| 第18条の2【指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施】 | 31 |
| 第19条の3【確認検査等に関する指針等】 | 31 |
| 第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備 | |
| 第19条【敷地の地主及び安全】 | 31 |
| 第20条【構造耐力】 | 32 |
| 第21条【大規模の建築物の主要構造部等】 | 32 |
| 第22条【原則】 | 33 |
| 第23条【例外】 | 33 |
| 第24条【大規模建築物等である特殊建築物の外壁等】 | 33 |
| 第24条の2【建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置】 | 34 |
| 第25条【大規模の木造建築物等の外壁等】 | 34 |
| 第26条【防火区画】 | 34 |
| 第27条【防火区画等とならなければならない特殊建築物】 | 34 |
| 第28条【居室の採光及び換気】 | 35 |
| 第28条の2【石炭その他の物質の積載又は発散に対する衛生上の制限】 | 35 |
| 第29条【地域における住宅等の調査】 | 36 |
| 第30条【居室又は共同住宅の専有の界壁】 | 36 |
| 第31条【使用】 | 36 |
| 第32条【電気設備】 | 36 |
| 第33条【設備設備】 | 36 |
| 第34条【昇降機】 | 36 |
| 第35条【特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準】 | 36 |
| 第35条の2【特殊建築物等の内装】 | 36 |
| 第35条の3【無窓の居室等の主要構造部】 | 37 |
| 第36条【この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準】 | 37 |
| 第37条【建築材料の適当】 | 37 |
| 第38条【積材の積積方法又は建築材料】 | 37 |
| 第39条【突貫建築区域】 | 37 |
| 第40条【地方公共団体の条例による制限の附加】 | 37 |
| 第41条【町村の条例による制限の緩和】 | 37 |
| 第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途 | |
| 第1節 総則 | |
| 第41条【用途区域】 | 37 |
| 第42条【道路の定義】 | 38 |
| 第2節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等 | |
| 第43条【敷地と道路との関係】 | 38 |
| 第43条の2【その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加】 | 39 |
| 第44条【道路内の建築物】 | 39 |
| 第45条【私道の変更又は廃止の制限】 | 39 |
| 第46条【敷地の用途】 | 39 |
| 第47条【壁面線による建築物制限】 | 40 |
| 第3節 建築物の利用 | |
| 第48条【用途地域等】 | 40 |

TAC 建築士講座 平成29年試験用 特製インデックスシール

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|------|--------|------|------|-----------|------|-----|-----------------------|-----------|---------|---------------|--------|-------------------|---------------|------|-------|-----------|-----------|---------|--------------|-------|-------------|-------|
| 目次 | 建築基準法 | 用途の範囲 | 構造耐力 | 大規模建築物 | 用途地域 | 防火区画 | 居室の採光及び換気 | 設備設備 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築材料の適当 | 積材の積積方法又は建築材料 | 突貫建築区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 用途区域 | 道路の定義 | 敷地と道路との関係 | 敷地と道路との関係 | 道路内の建築物 | 私道の変更又は廃止の制限 | 敷地の用途 | 壁面線による建築物制限 | 用途地域等 |
| 目次 | 建築基準法 | 用途の範囲 | 構造耐力 | 大規模建築物 | 用途地域 | 防火区画 | 居室の採光及び換気 | 設備設備 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築材料の適当 | 積材の積積方法又は建築材料 | 突貫建築区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 用途区域 | 道路の定義 | 敷地と道路との関係 | 敷地と道路との関係 | 道路内の建築物 | 私道の変更又は廃止の制限 | 敷地の用途 | 壁面線による建築物制限 | 用途地域等 |
| 目次 | 建築基準法 | 用途の範囲 | 構造耐力 | 大規模建築物 | 用途地域 | 防火区画 | 居室の採光及び換気 | 設備設備 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築材料の適当 | 積材の積積方法又は建築材料 | 突貫建築区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 用途区域 | 道路の定義 | 敷地と道路との関係 | 敷地と道路との関係 | 道路内の建築物 | 私道の変更又は廃止の制限 | 敷地の用途 | 壁面線による建築物制限 | 用途地域等 |
| 目次 | 建築基準法 | 用途の範囲 | 構造耐力 | 大規模建築物 | 用途地域 | 防火区画 | 居室の採光及び換気 | 設備設備 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築材料の適当 | 積材の積積方法又は建築材料 | 突貫建築区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 用途区域 | 道路の定義 | 敷地と道路との関係 | 敷地と道路との関係 | 道路内の建築物 | 私道の変更又は廃止の制限 | 敷地の用途 | 壁面線による建築物制限 | 用途地域等 |
| 目次 | 建築基準法 | 用途の範囲 | 構造耐力 | 大規模建築物 | 用途地域 | 防火区画 | 居室の採光及び換気 | 設備設備 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築材料の適当 | 積材の積積方法又は建築材料 | 突貫建築区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 用途区域 | 道路の定義 | 敷地と道路との関係 | 敷地と道路との関係 | 道路内の建築物 | 私道の変更又は廃止の制限 | 敷地の用途 | 壁面線による建築物制限 | 用途地域等 |

赤字の番号は貼る位置に注意

| 建築基準法 | |
|--|----|
| 【目次】 | |
| 第1章 総則 | |
| 第1条〔目的〕 | 9 |
| 第2条〔用語の定義〕 | 9 |
| 第3条〔適用の限外〕 | 12 |
| 第4条〔建築主事〕 | 13 |
| 第5条〔建築基準適合判定資格者検査〕 | 13 |
| 第5条の2〔建築基準適合判定資格者検査実施事項を行う者の指定〕 | 13 |
| 第5条の3〔受検手数料〕 | 13 |
| 第5条の4〔構造計算適合判定資格者検査〕 | 14 |
| 第5条の5〔構造計算適合判定資格者検査実施事項を行う者の指定等〕 | 14 |
| 第5条の6〔建築物の設計及び工事監理〕 | 14 |
| 第6条〔建築物の建築等に関する申請及び建築〕 | 15 |
| 第6条の2〔国土交通大臣等の指定を受けた者による建築〕 | 16 |
| 第6条の4〔建築物の建築に関する確認の特例〕 | 17 |
| 第7条〔建築物に関する完了検査〕 | 18 |
| 第7条の2〔国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査〕 | 19 |
| 第7条の3〔建築物に関する中間検査〕 | 19 |
| 第7条の4〔国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査〕 | 20 |
| 第7条の5〔建築物に関する検査の特例〕 | 20 |
| 第7条の6〔検査済証の交付を受けずるまでの建築物の使用制限〕 | 21 |
| 第8条〔維持保全〕 | 21 |
| 第9条〔違反建築物に対する措置〕 | 21 |
| 第9条の2〔建築監視員〕 | 23 |
| 第9条の3〔違反建築物の設計者等に対する措置〕 | 23 |
| 第10条〔防火上危険な建築物等に対する措置〕 | 23 |
| 第11条〔築り直しに適合しない建築物に対する措置〕 | 23 |
| 第12条〔報告、検査等〕 | 24 |
| 第12条の2〔建築物調査員資格者証〕 | 25 |
| 第12条の3〔建築設備検査員資格者証〕 | 26 |
| 第13条〔身分証明書の携帯〕 | 26 |
| 第14条〔罰則適用事項又は国土交通大臣の勅告、勅諭又は奨励〕 | 26 |
| 第15条〔届出及び統計〕 | 26 |
| 第15条の2〔報告、検査等〕 | 27 |
| 第16条〔国土交通大臣又は都道府県知事への報告〕 | 27 |
| 第17条〔特定行政庁等に対する指示等〕 | 27 |
| 第18条〔国、都道府県又は建築基準重要施設町村の建築物に関する手続の特例〕 | 28 |
| 第18条の2〔指定構造計算適合性判定期間による構造計算適合性判定の実施〕 | 31 |
| 第18条の3〔建築重要等に関する指針等〕 | 31 |
| 第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備 | |
| 第19条〔敷地の衛生及び安全〕 | 31 |
| 第20条〔構造耐力〕 | 32 |
| 第21条〔大規模の建築物の主要構造部等〕 | 32 |
| 第22条〔容積〕 | 33 |
| 第23条〔高さ〕 | 33 |
| 第24条〔木造建築物等である特殊建築物の外壁等〕 | 33 |
| 第24条の2〔建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置〕 | 34 |
| 第25条〔大規模の木造建築物等の外壁等〕 | 34 |
| 第26条〔防火気密〕 | 34 |
| 第27条〔耐火建築物等としなければならない特殊建築物〕 | 34 |
| 第28条〔居室の採光及び換気〕 | 35 |
| 第28条の2〔石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置〕 | 35 |
| 第29条〔地盤における住宅等の居室〕 | 36 |
| 第30条〔居室又は共同住宅の各戸の排煙〕 | 36 |
| 第31条〔使用〕 | 36 |
| 第32条〔電気設備〕 | 36 |
| 第33条〔建築設備〕 | 36 |
| 第34条〔昇降機〕 | 36 |
| 第35条〔特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準〕 | 36 |
| 第35条の2〔特殊建築物等の内装〕 | 36 |
| 第35条の3〔無窓の居室等の主要構造部〕 | 37 |
| 第36条〔この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準〕 | 37 |
| 第37条〔建築材料の品質〕 | 37 |
| 第38条〔特殊の構造方法又は建築材料〕 | 37 |
| 第39条〔災害危険区域〕 | 37 |
| 第40条〔地方公共団体の条例による制限の附加〕 | 37 |
| 第41条〔市町村の条例による制限の緩和〕 | 37 |
| 第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途 | |
| 第1節 総則 | |
| 第41条の2〔適用区域〕 | 37 |
| 第42条〔道路の定義〕 | 38 |
| 第2節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等 | |
| 第43条〔敷地等と道路との関係〕 | 38 |
| 第43条の2〔その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の附加〕 | 39 |
| 第44条〔道路内の建築制限〕 | 39 |
| 第45条〔私道の変更又は撤止の制限〕 | 39 |
| 第46条〔壁面線の指定〕 | 39 |
| 第47条〔壁面線による建築制限〕 | 40 |
| 第3節 建築物の用途 | |
| 第48条〔用途地域等〕 | 40 |



① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

| 建築基準法 | |
|--|----|
| 【目次】 | |
| 第1章 総則 | |
| 第1条【目的】 | 9 |
| 第2条【用語の定義】 | 9 |
| 第3条【適用の範囲】 | 12 |
| 第4条【建築主事】 | 13 |
| 第5条【建築基準適合判定資格者指定】 | 13 |
| 第6条の2【建築基準適合判定資格者検査を行う者の指定】 | 13 |
| 第6条の3【受検手数料】 | 13 |
| 第6条の4【構造計算適合判定資格者指定】 | 14 |
| 第6条の5【構造計算適合判定資格者検査業務を行う者の指定】 | 14 |
| 第6条の6【建築物の設計及び工事監理】 | 14 |
| 第6条の7【建築物の建築等に関する申請及び建築】 | 15 |
| 第6条の8【国土交通大臣等の指定を受けた者による確認】 | 16 |
| 第6条の9【構造計算適合性判定】 | 17 |
| 第6条の10【建築物の建築に関する確認の特例】 | 18 |
| 第7条【建築物に関する完了検査】 | 18 |
| 第7条の2【国土交通大臣等の指定を受けた者による完了検査】 | 19 |
| 第7条の3【建築物に関する中間検査】 | 19 |
| 第7条の4【国土交通大臣等の指定を受けた者による中間検査】 | 20 |
| 第7条の5【建築物に関する検査の特例】 | 20 |
| 第7条の6【検査承認の交付を受けるまでの建築物の使用制限】 | 21 |
| 第9条【維持保全】 | 21 |
| 第9条の2【違反建築物に対する措置】 | 21 |
| 第9条の3【建築監視員】 | 23 |
| 第9条の4【違反建築物の設計者等に対する措置】 | 23 |
| 第10条【罰則上の罰則等に関する措置】 | 23 |
| 第11条【第3章に適合しない建築物に対する措置】 | 24 |
| 第12条【罰則・検査等】 | 24 |
| 第12条の2【建築物調査員資格者証】 | 25 |
| 第12条の3【建築師等検査員資格者証】 | 26 |
| 第13条【身分証明書の携行】 | 26 |
| 第14条【都市計画通知書又は国土交通大臣の報告、勧告又は要請】 | 28 |
| 第15条【届出及び統計】 | 26 |
| 第15条の2【届出・検査等】 | 27 |
| 第16条【国土交通大臣又は都道府県知事への報告】 | 27 |
| 第17条【特定行政庁等に対する指示等】 | 27 |
| 第18条【国土交通大臣又は都道府県知事による建築物に関する手続の特例】 | 28 |
| 第18条の2【指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施】 | 31 |
| 第19条の2【罰則審査等に関する指針等】 | 31 |
| 第2章 建築物の敷地、構造及び建築設備 | |
| 第19条【敷地の衛生及び安全】 | 31 |
| 第20条【構造耐力】 | 32 |
| 第21条【大規模の建築物の主要構造部等】 | 32 |
| 第22条【原則】 | 33 |
| 第23条【特例】 | 33 |
| 第24条【大規模建築物等である特殊建築物の外壁等】 | 33 |
| 第24条の2【建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置】 | 34 |
| 第25条【大規模の木造建築物等の外壁等】 | 34 |
| 第26条【防火区画】 | 34 |
| 第27条【防火建築物等とされなければならない特殊建築物】 | 34 |
| 第28条【居室の採光及び換気】 | 35 |
| 第28条の2【石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置】 | 35 |
| 第29条【地域における住宅等の計画】 | 36 |
| 第30条【居室又は共同住宅の専戸の専断】 | 36 |
| 第31条【使用】 | 36 |
| 第32条【電気設備】 | 36 |
| 第33条【構造計算適合性判定】 | 36 |
| 第34条【昇降機】 | 36 |
| 第35条【特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準】 | 36 |
| 第35条の2【特殊建築物等の内装】 | 36 |
| 第35条の3【建築物に関する中間検査】 | 37 |
| 第36条【この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準】 | 37 |
| 第37条【建築材料の高品質】 | 37 |
| 第38条【特殊の構造方式又は建築材料】 | 37 |
| 第39条【災害危険区域】 | 37 |
| 第40条【地方公共団体の条例による制限の附加】 | 37 |
| 第41条【町村の条例による制限の緩和】 | 37 |
| 第3章 都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途 | |
| 第1節 総則 | |
| 第41条【適用区域】 | 37 |
| 第42条【道路の定義】 | 37 |
| 第2節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等 | |
| 第43条【敷地等と道路との関係】 | 38 |
| 第43条の2【その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加】 | 39 |
| 第44条【道路内の建築物設置】 | 39 |
| 第45条【互道の突入又は廃止の制限】 | 39 |
| 第46条【壁面線との関係】 | 39 |
| 第47条【壁面線による建築物設置】 | 40 |
| 第3節 建築物の用途 | |
| 第48条【用途地域等】 | 40 |

TAC 建築士講座 平成29年試験用 特製インデックスシート

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-------|-------|------|---------------|------|------------------------|-----------|---------------------------|--------------|----------------|----|------|-----------|-----|-----------------------|-----------|-------------|-----------------------------|----------|---------------|--------|-------------------|---------------|------|-------|------------|--------------------------------|-----------|--------------|---------|-------------|-------|
| 11 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 10 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 9 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 8 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 7 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 6 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 5 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 4 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 3 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足ため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 2 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足ため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |
| 1 | 建築基準法 | 用図の記載 | 構造耐力 | 大規模建築物の主要構造部等 | 防火区画 | 防火建築物等とされなければならない特殊建築物 | 居室の採光及び換気 | 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置 | 地域における住宅等の計画 | 居室又は共同住宅の専戸の専断 | 使用 | 電気設備 | 構造計算適合性判定 | 昇降機 | 特殊建築物等の避難・消火に関する技術的基準 | 特殊建築物等の内装 | 建築物に関する中間検査 | この章の規定を実施し、又は補足ため必要な技術的基準 | 建築材料の高品質 | 特殊の構造方式又は建築材料 | 災害危険区域 | 地方公共団体の条例による制限の附加 | 町村の条例による制限の緩和 | 適用区域 | 道路の定義 | 敷地等と道路との関係 | その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加 | 道路内の建築物設置 | 互道の突入又は廃止の制限 | 壁面線との関係 | 壁面線による建築物設置 | 用途地域等 |

赤字の番号は貼る位置に注意

| | |
|-------|----|
| 8 | |
| <hr/> | |
| び建築設備 | |
| | 31 |
| | 32 |
| | 32 |
| | 33 |
| | 33 |

| | | | |
|----|-------|-------|----|
| 目次 | 建築基準法 | 建築基準法 | P5 |
| | | | ① |



| | | | |
|----|-------|-------|----|
| 目次 | 建築基準法 | 建築基準法 | P5 |
| | | | ① |

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

建築基準法 ● 第74条

建築協定を認可しなければならない。

- 建築協定の目的となつてい土地又は建築物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 第69条の目的に合致するものであること。
- 建築協定において建築協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の建築協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

【建築協定の効力】
第74条 建築協定区域内における土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、前条第1項の規定による認可を受けた建築協定に係る建築協定区域、建築物に関する基準、有効期間、協定違反があった場合の措置又は建築協定区域隣接地を変更しようとする場合においては、その旨を定め、これを特定行政庁に申請してその認可を受けなければならない。

2 前4条の規定は、前項の認可の手續に準用する。

第74条の2 建築協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）で当該建築協定の効力が及ばない者の所有するもの全部又は一部について借地権が明滅した場合においては、その借地権の目的となつた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該建築協定区域から除かれるものとする。

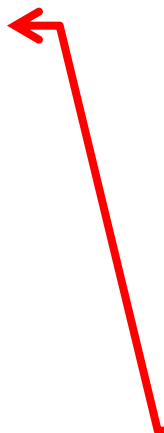
- 建築協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第86条第1項の換地計画又は大都市地域における住宅及び宅地の供給の促進に関する特別措置法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市地域における住宅及び宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第103条第4項（大都市地域における住宅及び宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の公告があつた日が終了した時において当該建築協定区域から除かれるものとする。
- 前2項の場合においては、当該借地権を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地の所有者等（当該建築協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を特定行政庁に届け出なければならない。
- 特定行政庁は、前項の規定による届出があつた場合その他第1項又は第2項の規定により建築協定区域内の土地が当該建築協定区域から除かれたことを知つた場合においては、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

【建築協定の効力】
第75条 第73条第2項又はこれを準用する第74条第2項の規定による認可の公告（次条において「建築協定の認可等の公告」といふ。）のあつた建築協定は、その公告があつた日以後において当該建築協定区域の土地の所有者となつた者（当該建築協定について第70条第3項又はこれを準用する第71条第2項の規定による合意をしなかつた者の所有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があつたものとする。

【建築協定の認可等の公告のあつた日以後建築協定に加ふる手續等】

67 ページ 建築基準法 第4章 67

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪



| | | | |
|---------------------|----------------|----------------|----------|
| 法68条の10～ 法68条の26 | 3章の2 型式適合認定 | 3章の2 型式適合認定 | P63 ① |
| 法69条～ 法77条 | 4章 建築協定 | 4章 建築協定 | P67 ① |

赤字の番号は
貼る位置に注意

上辺のシールの貼り方

上シール

| あ行 | か行 | さ行 1 | さ行 2 | さ行 3 | た行 1 | た行 2 | た行 3 | た行 4 | は行 | や行 |
|---------------|------------------|--------------|-----------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|-----------|----------|
| P167 ② | P167 ② | P37 ③ | P125 ③ | P829 ④ | P141 ⑤ | P167 ⑥ | P127 ⑥ | P169 ⑥ | P129 ⑦ | P61 ⑧ |
| 火災継続予測時間 | 火災継続予測時間 | 指定建築材料災害危険区域 | 地盤面 | 児童福祉施設 | 耐火性等関係規定 | 特定増設基準 | 特定増設基準 | 特定防火設備 | 避難施設等 | 予定道路 |
| 令109条の5 | 法37条 法39条 | 令2条2項 | 児童福祉法7条 | 令36条 | 令109条の2の2 | 令9条の2 | 令112条1項 | 令11条1項 | 令13条 | 法68条の7 |
| P169 ① | P181 ② | P33 ③ | P55 ③ | P131 ④ | P133 ⑤ | P49 ⑤ | P17 ⑥ | P143 ⑥ | P113 ⑦ | |
| 1時間 標準耐火基準 | 学校等 (避難施設等) | 耐火防火性能 | 煙遮炎性能 | 児童福祉施設等 | 中央管理室 | 天空車 | 特定構造 計算基準 | 特定天井 | 平均地盤面 | |
| 令112条 | 令126条の2 第1項二号 | 法23条 | 法64条 | 令19条1項 | 令20条の2 二号 | 法56条7項 | 法6条の3 | 令39条3項 | 法別表4 | |

| 上シール | TAC |
|--------------------|------------|
| ① 1時間耐火基準 | ① 耐火性能 |
| ② 学校等(避難施設等)標準耐火基準 | ② 耐火性能 |
| ③ 耐火性能 | ③ 耐火性能 |
| ④ 煙遮炎性能 | ④ 煙遮炎性能 |
| ⑤ 児童福祉施設等 | ⑤ 児童福祉施設等 |
| ⑥ 中央管理室 | ⑥ 中央管理室 |
| ⑦ 天空車 | ⑦ 天空車 |
| ⑧ 特定構造計算基準 | ⑧ 特定構造計算基準 |
| ⑨ 特定天井 | ⑨ 特定天井 |
| ⑩ 平均地盤面 | ⑩ 平均地盤面 |



| | | | |
|------------------|-------|-------|---------|
| P181 | P33 | P55 | P131 |
| ② | ③ | ③ | ④ |
| 学校等 (避難施設等) | 準防火性能 | 準遮炎性能 | 児童福祉施設等 |
| 学校等 (避難施設等) | 準防火性能 | 準遮炎性能 | 児童福祉施設等 |
| 令126条の2 第1項二号 | 法23条 | 法64条 | 令19条1項 |

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---------------------------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| | | | | | | | 建築基準法施行令 ● 第126条の2 | |
| 第3節 排煙設備 | | | | | | | | 1 |
| まで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げ | | | | | | | | |

| | | | |
|------------------|----------|----------|-----------|
| P181 ③ | P33 ④ | P53 ④ | P129 ⑤ |
| 学校等 (避難施設等) | 準防火性能 | 準遮炎性能 | 児童福祉施設等 |
| 学校等 (避難施設等) | 準防火性能 | 準遮炎性能 | 児童福祉施設等 |
| 令126条の2 第1項二号 | 法23条 | 法64条 | 令19条1項 |

- ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

あ行 か行 さ行1 さ行2 た行1 た行2 は行 や行

建築基準法施行令 ● 第126条の4

あいうえお順に適宜追加しましょう！

インデックスは奇数ページで確認!

第3条 ● 建築基準法

の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

【附則【附則】の施行期日となる経過措置】令2条の2
12-124

【附則【附則】の特例】令148条1項~242
【附則【特例】の特例】令148条1項~243

【適用の除外】
第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保存法(文化財保存法)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定された建築物又は仮指定された建築物
- 二 田舎重要商品等の保存(法律第419号)の規定によって認定された建築物
- 三 文化財保護法第182条第3項の規定の定めるところにより保存のための措置が講じられており、特定行政行為が建築審定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に規定する建築物であつたもの所有物で、特定行政行為が建築審定のその原形の見取がむら

2 この法律又はこれに基づく規定の施行又は適用の際には、その敷地又は現在建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分がある場合には、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

【附則【附則】の特例】令137条の7~92
【附則【特例】の特例】令137条の137条の19~227

- 3 前項の規定は、次の各号の建築物、建築物の敷地又はその敷地の部分に対しては、適用しない。

建築基準法 ● 第4条

5 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するにまつ建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

【建築主事】
第4条 政令で指定する人口25万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くなければならない。

- 2 市町村(前項の市を除く。)は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。
- 3 市町村は、前項の規定により建築主事を置くこととする場合には、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議しなければならない。
- 4 市町村が前項の規定により協議して建築主事を置くときは、当該市町村の長は、建築主事が置かれる日の30日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県知事の指揮監督の下に、第1項又は第2項の規定によって建築主事を置いた市町村(第97条の2を除く。以下「建築主事を置く市町村」という。)の区域内における建築物に係る第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどらせるために、建築主事を置くなければならない。
- 6 第1項、第2項及び前項の建築主事は、市町村又は都道府県の職員で第77条の5第1項の任命を受けた者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。
- 7 特定行政行為は、その所轄区域を分けて、その区域を所管する建築主事を指定することができる。

【建築基準適合判定資格者検定】
第5条 建築基準適合判定資格者検定は、建築士としての設計に係る建築物が第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行う。

- 2 建築基準適合判定資格者検定は、国土交通大臣が行う。
- 3 建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、建築士(第1項の確認検査の業務)

【適用の除外】
第3条 この法律並びの規定は、次の物については、

12

ページ

13

ページ

12 建築基準法 第1章

建築基準法 ● 第4条 13

法3条2項
既存不適格

特徴
1

**章ごとのインデックスす
べてが重ならないため、
1列で見渡せる！**



3章 集団規定
2章 単体規定

建築基準法の色分け

| | | | |
|---|--|--|---|
| <p>確認申請</p> <p>橙</p> <p>確認・手続き</p> | <p>2章 一般構造</p> <p>黄</p> <p>一般構造</p> | <p>3章 構造強度</p> <p>青</p> <p>構造</p> | <p>道路等 壁面線</p> <p>白</p> <p>その他</p> |
| <p>4章 耐火構造等</p> <p>赤</p> <p>耐火</p> | <p>5章 避難施設等</p> <p>緑</p> <p>避難</p> | <p>既存不適格</p> <p>紫</p> <p>既存不適格</p> | |

特徴
2

見つけにくい「用語」は
上のインデックスで五十
音順に検索！

さ行



地盤面

た行



天空率

は行



避難階

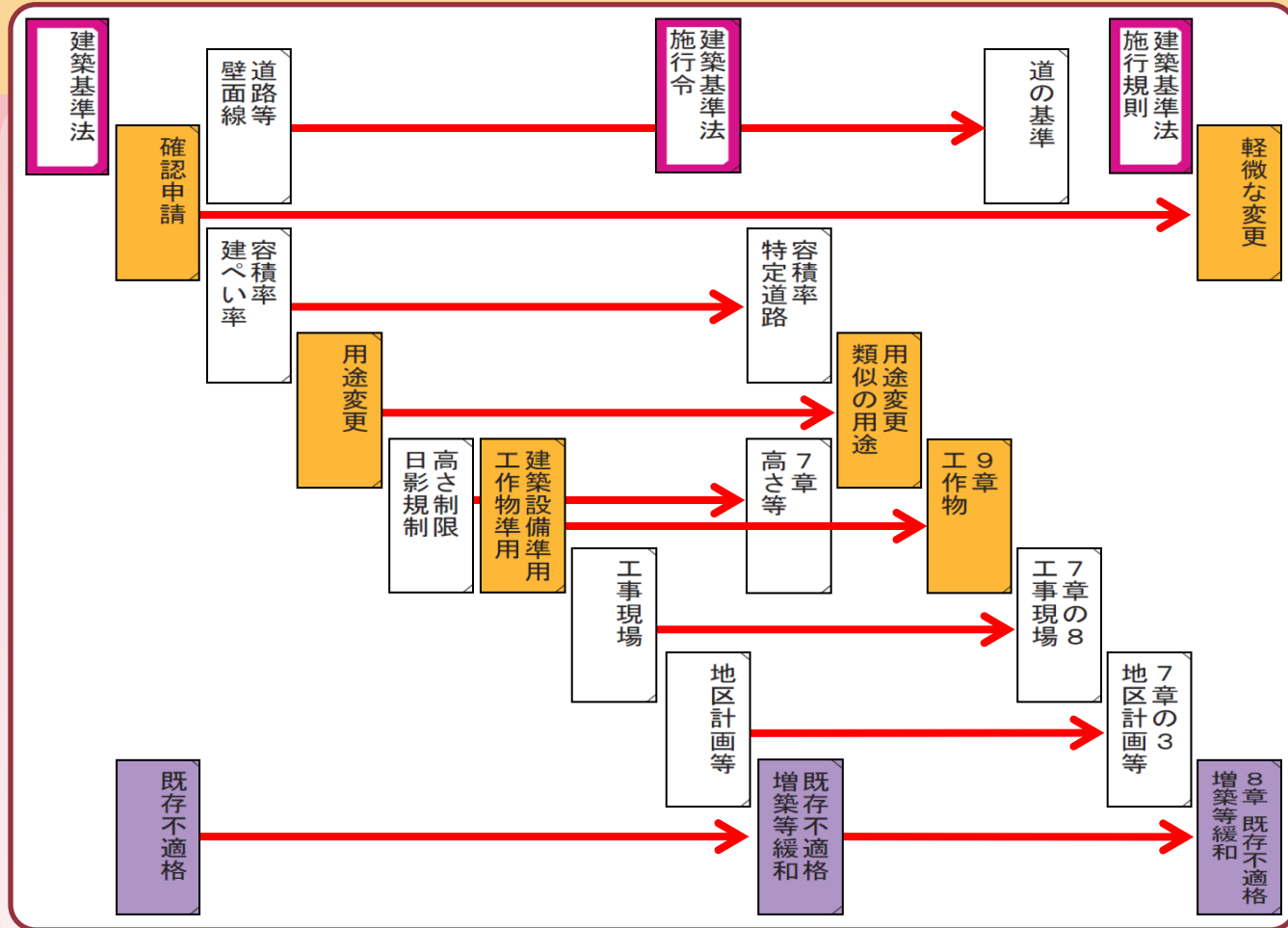
**建築基準
関係法令集**

Vol.1

特徴
3

関連する「法」と「令」は
同じ段に平行に配置！





法令集 線引きの活用

線引き

建築基準法 ● 第1条

建築基準法

昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号
最終改正：平成 27 年 6 月 26 日法律第 50 号

第1章 総則

【目的】

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

【用語の定義】

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **建築物** 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類

五 **主要構造部** 壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

関連【構造耐力上主要な部分】**令1条三号**→

六 **延焼のおそれのある部分** 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物（延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある建築物の部分进行う。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。

七 **耐火構造** 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、**耐火性能**（通常の火災が終

線引き

カツコの始点と終点を明確化

【例】法2条九号

九 **不燃材料** 建築材料のうち、**不燃性能**（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の**政令で定める性能**をいう。）に関して**政令で定める技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

線引き

オレンジ

● オレンジ（ベース色）の下線は
本文中のポイント

オレンジ

● オレンジのマーカ（太線）は
強調部分

【例】

第 61 条 防火地域内においては、階数が 3 以上であり、又は延べ面積が 100m²を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

線引き

| | |
|----------|---------------------------|
| 赤 | ●重要な用語 |
| <u>青</u> | ●青の下線は ただし書、除外規定 |
| 青 | ●青のマーカ（太線）は ただし書等の強調部分 |
| 黄 | ●「法」から「令」へ飛ぶ部分、 関連など。 |

線引き

【例】法2条九号

九 **不燃材料** 建築材料のうち、**不燃性能**（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の**政令で定める性能**をいう。）に関して**政令で定める技術的基準**に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

◆**政令【不燃性能及びその技術的基準】令108条の2**→

関連【準不燃材料】令1条五号→

関連【難燃材料】令1条六号→

使用が認められる法令集の条件 (受験要領)

学科Ⅲ(法規)の問題を解答する場合に限り、次の1及び2の条件を満たす法令集の使用が認められます。

条件1.

条文等の順序の入替及び関連条文等の挿入を行っていないこと(条文等の省略は認められる)。

条件2.

次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

- イ. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示(法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする)
- ロ. 改正年月日
- ハ. **アンダーライン**

認められる書込み等の例(受験要領)

積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並
て安全な構造のものとして、次の
しぞれ当該各号に定める基準に適

→ 令 36 条 P186

該建築物の安全上必要な構造方法
適合するものであること。この場
及び外力によって建築物の各部分
ることその他の政令で定める基
が確かめられたものとして国土交

→ P8

第 6 条 第 1 項 第二号に掲げる建
) m を超えるものに限る。) 又は
余く階数が 4 以上である鉄骨造の
コンクリート造又は鉄骨鉄筋コン